

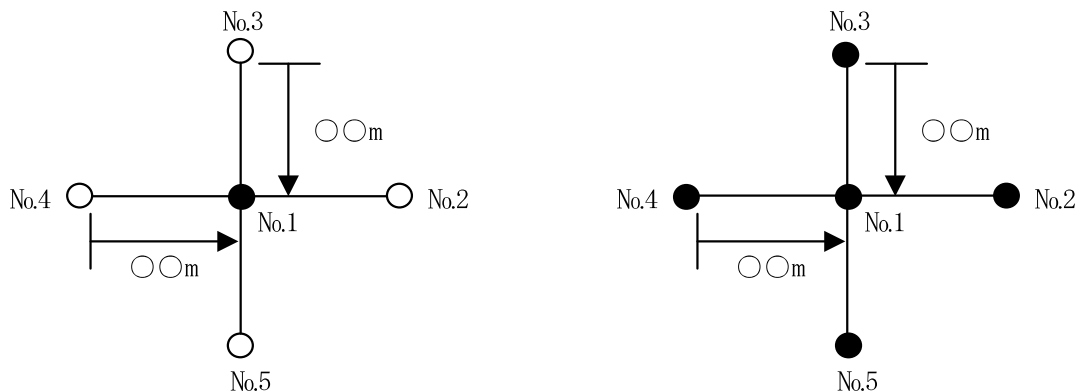
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。
 ※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「横須賀市久里浜港」「大磯港」「秦野中井IC南」へ
 搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

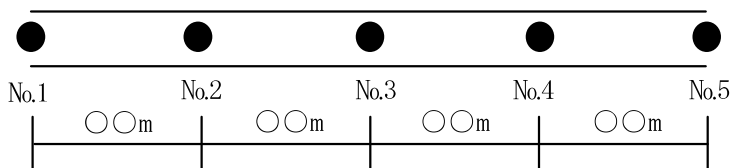
(5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点（No.1～No.5）を決定する。

（受入地の所在する都県市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合があります。試料採取前に担当者にご相談願います。）



（道路工事等で延長が長い現場）



（凡例）試料採取位置

- 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用
- 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所にて試料を採取する。
 採取する深さはUCRの担当者にご相談下さい。（ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。）
 ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**、**揮発性物質検定用は遮光性のガラスビン**に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後 **1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事
試料採取場所	No.1 GLー3.5m
地質分析（濃度）試験試料採取状況	
試料採取者	
所属	（株）○○○○○
氏名	○○○○○
採取年月日	令和○○年○○月○○日
施 工 者	○○○○建設
立会者	○○○○○

- 写真はカラー写真。
- 検査試料採取調書と連動します。
- 工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
- 深さは地盤高さ（GL）からの下がりとしてします。

採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。

※p.46 p.48 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「大磯港」)
(5 地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

※5,000 m³毎に 1 検体 (5 試料) 採取してください。

(掘削平面)

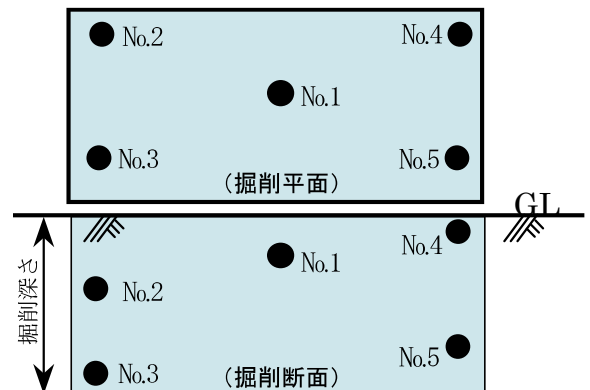
○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5m の場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。



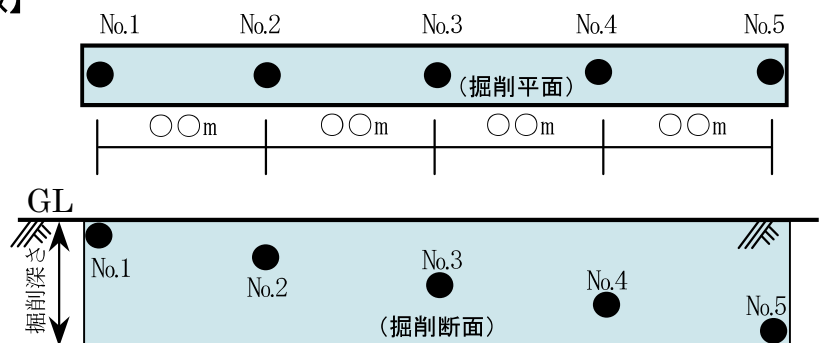
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No. 1 ～ No. 5 の各箇所ですり採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影 (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料 (チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 5 個) をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

【大磯町大磯港 ダイオキシン類含有濃度試験】 試料採取

・ 100mメッシュごとに 1 箇所 (1 地点から採取)

・ 原則として、地表面(土層最上面)から 5 cm の位置から採取すること (採取位置図・写真は不要)

【試料採取状況写真の撮影方法（横須賀市久里浜港は p.47、秦野中井 IC 南は p.49）

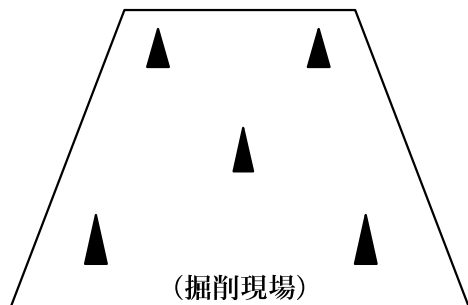
試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

1 全景写真（1 枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようになるべく複数点を撮影してください。

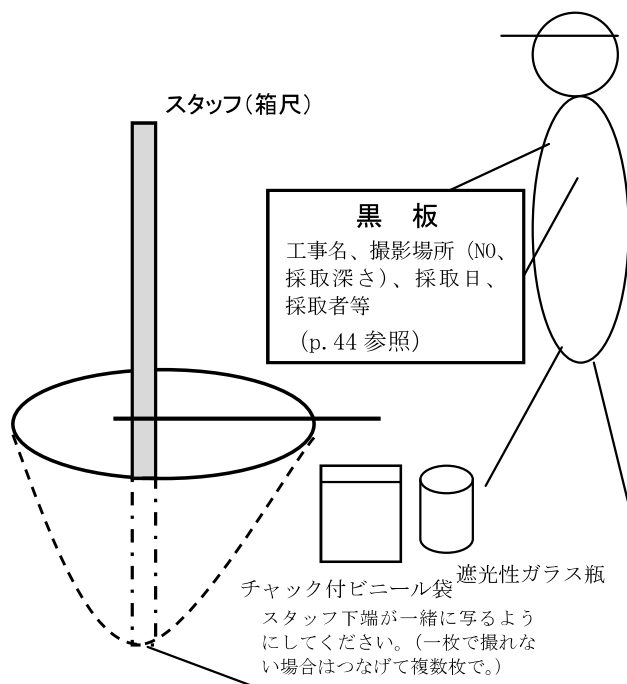
※採取地点は偏らないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

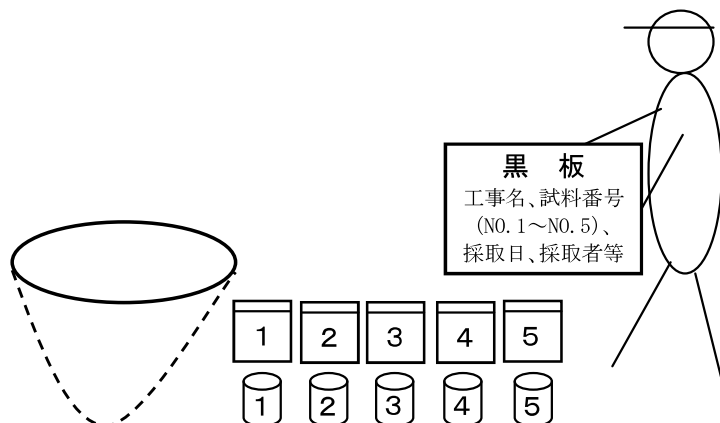
2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1 枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1 枚では写らない場合は 2 枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1 の地点に 5 地点の試料を集合し、撮影）



- ① 各地点で採取した試料を 1 か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料 5、遮光性ガラス瓶入り試料 5）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

（5 地点混合方式）

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

（掘削平面）

○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

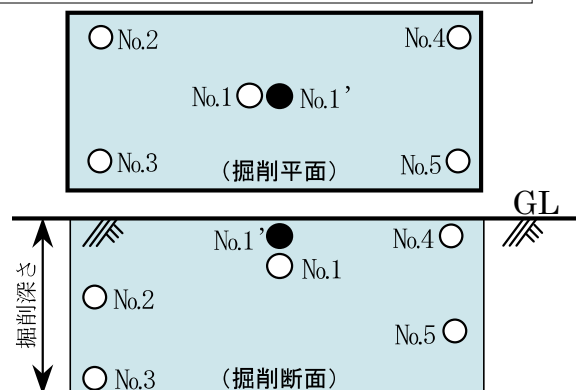
（例）掘削深さ 5m の場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

（凡例）試料採取位置

● 揮発性物質地質分析試験項目

○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目



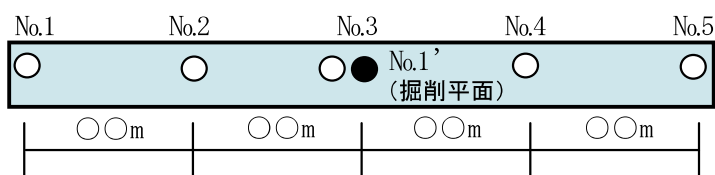
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

（掘削平面）

○延長方向で 5 地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。



第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な
地点 1 地点において、50 cm までのできるだけ深い位置
で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に 1 検体（5 地点※・
試料混合）が必要

※第 1 種特定有害物質は 1 地点

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No. 1 ～ No. 5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、
隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.45 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料（チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 1 個）をま
とめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

【「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法】

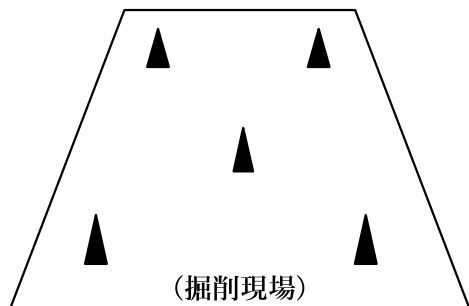
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようになるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

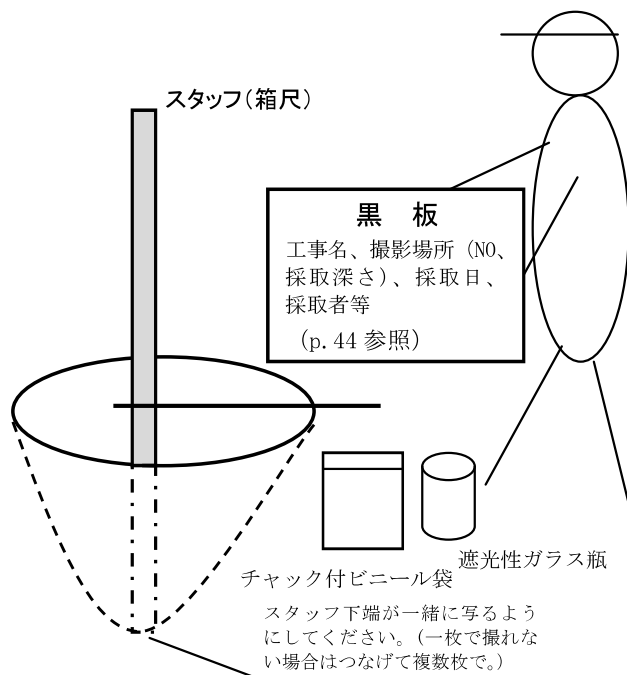


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

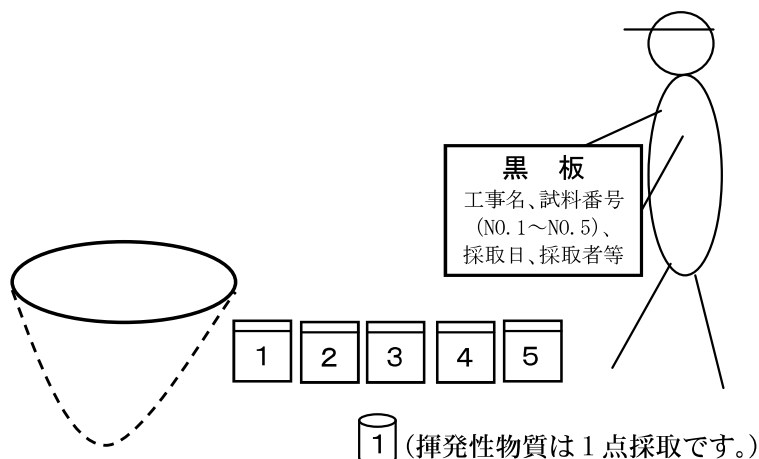
② スタッフ(箱尺)等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、(採取穴の深さが分かるように)採取位置(スタッフ下端)及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。(1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。)

④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て(チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1)を並べて、黒板を添えて撮影します。

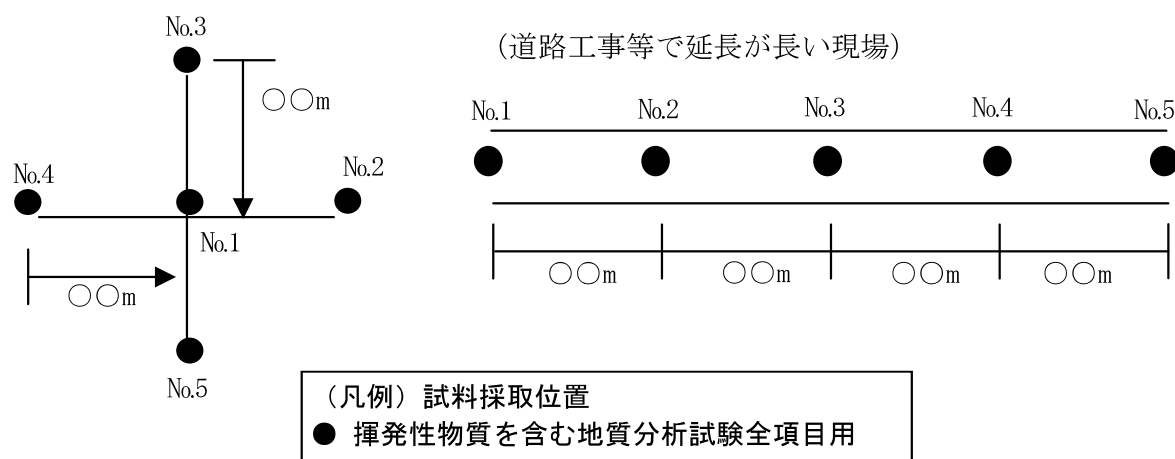
③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

「秦野中井 IC 南」受入地における試料採取方法及び写真撮影

地質分析（濃度）試験について

- ・土質区分毎かつ同一土質区分で 5,000 m³毎に 1 つ検体を作成し試験します。
- ・1 検体は 5 か所から試料を採取します（5 地点混合方式）。
- ・試料を採取する位置は、現場内（土砂を搬出する範囲）で偏りがないよう平面的にバランスのよい 5 地点とします。各地点の採取深度は、工事の掘削深により変更しますので、UCR 担当者の確認を得てから採取してください。



- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ～ No.5 の各箇所で試料を採取する。採取する深さは UCR の担当者にご相談下さい。ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器、揮発性物質検定用は遮光性のガラスビン**に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後 **1 箇所に 5 箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で 5 試料を混合**し、試験を行う。

地質分析試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	〇〇〇〇〇新築工事		
試料採取場所	No.1 GL－3.5m		
地質分析（濃度）試験試料採取状況			
試料採取者			
所属	(株)〇〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇〇		
採取年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
施 工 者	〇〇〇〇建設	立会者	〇〇〇〇

- 写真はカラー写真。
 - 検査試料採取調書と連動します。
 - 工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
 - 深さは地盤高さ（GL）からの下がりとなります。
- 採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。

試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

【「秦野中井 IC 南」における試料採取状況写真の撮影方法】

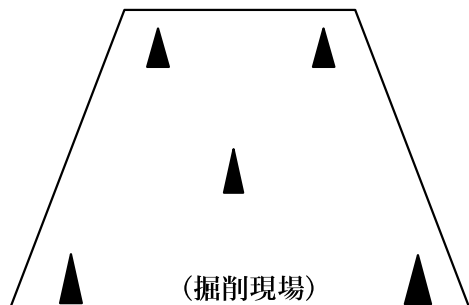
試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

1 全景写真（1 枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようになるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

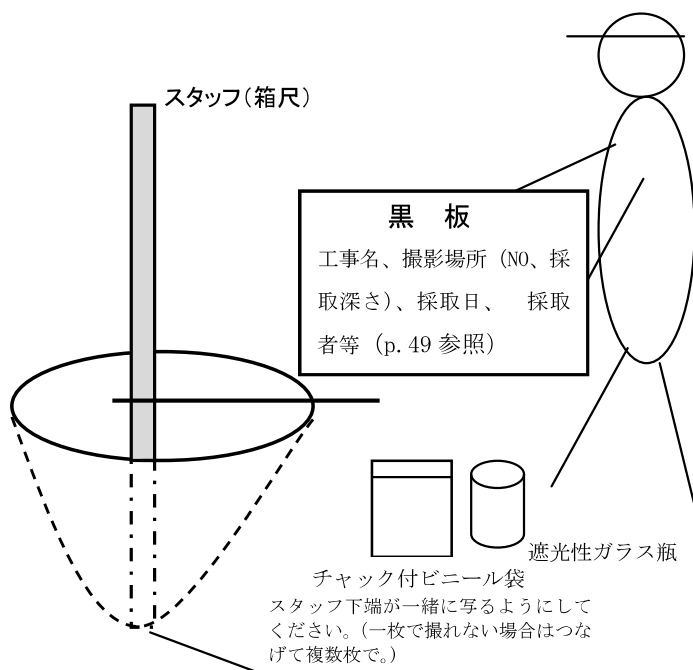


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1 枚以上）



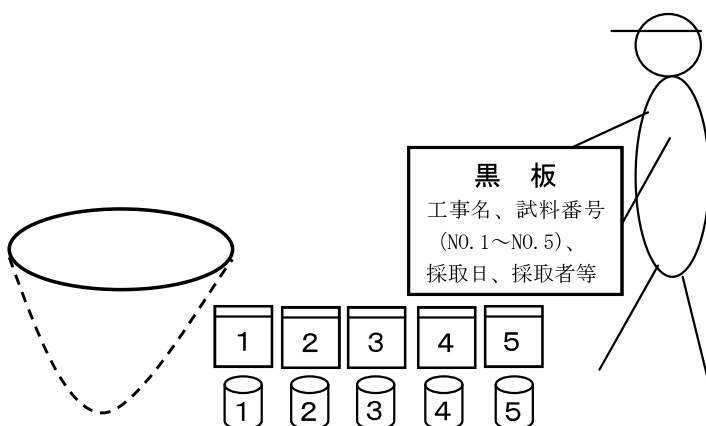
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1 枚では写らない場合は 2 枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1 の地点に 5 地点の試料を集合し、撮影）



① 各地点で採取した試料を 1 か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料 5、遮光性ガラス瓶入り試料 5）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

【試験項目】

◎ 地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料は1検体について5箇所から採取する。**（5地点混合方式）**
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則**5, 000㎡**毎に1回実施する。（一部例外あり）
- ・ 試料を採取する深度、位置、採取方法、試験項目については、必ず事前にUCR担当者に確認する。
- ・ 試料の採取、地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 計量方法は、「土壌の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。
- ・ 受入地毎の試験項目は「2025年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」のとおり。

◎ ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試料は、原則として、各層の深さ**5cm**の土壌について、**5地点混合方式**で採取する。
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で**5, 000㎡**毎に1回実施します。（一部例外あり）
- ・ 試験は、専門の機関（**特定計量証明事業者**）に依頼し、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書（分析結果）」と特定計量証明事業者認定証写しを提出する。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- ・ 基準値は、土壌1,000pg-TEQ/g以下、水底の底質150pg-TEQ/g以下とする。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

◎ 土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	江戸川 河川事務所 （1カ所）	利根川上流 河川事務所 （5カ所）	荒川上流 河川事務所 （1カ所）	吉見大和田地区 産業団地	相模原市 新磯野
土の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○	○
土の含水比試験	JIS A 1203	○	○	○	○	○
土の粒度試験	JIS A 1204	○	○	○	○	○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	○	○	○	○	○
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	○	○	○	○	×
土の工学的分類法	JGS 0051	○	○	○	○	○
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	○	○	○	○	○
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	○	○	○	○	○
土懸濁液のpH試験（※）	JGS 0211	×	○	○	○	×
試験頻度	5,000㎡毎	×	×	○	○	×
	土質区分毎	○	○	○	○	○

※ 土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度5.8以上8.6以下を満足すること。

【事務処理日数】

◎ 試験に要する概ねの日数

- ・ 地質分析（土壌分析）試験について・・・約2週間
- ・ ダイオキシン類の含有濃度試験・・・約4週間
- ・ 土質試験・・・・・・約2週間

◎ UCR内の審査及び条例等の手続きに要する標準事務処理日数

UCR内審査	UCR外審査		
1週間 （全受入地）	2週間	千葉県等土砂条例手続き	市川港（中継基地）、横浜鈴繁埠頭（中継基地） 城南島（中継基地）
	1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免（中継基地）
		和歌山県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港（中継基地）

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。

※ 千葉県内の受入地に1工事当たり5,000㎡を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。

2025年度 UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地名 称		五霞町大福田、江戸川流山ヤード、加須市旗井、羽生市堤、羽生市上川俣、渡良瀬川右岸河川敷、高坂ヤード、吉見大和田地区産業団地、相模原市新磯野			三郷市番匠免 ※ さいたま市緑区寺山		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下		
	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下			
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			
	含 有 量 試 験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号、 昭和50.総令31号
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		砒素(農用地)	15mg/kg未満	
鉛及びその化合物		150mg/kg以下					
砒素及びその化合物		150mg/kg以下					
六価クロム化合物		250mg/kg以下					
ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下					
ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下					
セレン及びその化合物		150mg/kg以下					
遊離シアン		50mg/kg以下					
	</						

【注意】三郷市番匠免は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

受入地名 称		西の州・甘田入地区		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)
		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下	
		ふっ素	0.8mg/l以下	
	ほう素	1mg/l以下		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		
	含 有 量 試 験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)昭和47.総令66号、昭和50.総令31号
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
		六価クロム化合物	250mg/kg以下	
ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下		
ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下		
セレン及びその化合物		150mg/kg以下		
遊離シアン		50mg/kg以下		
銅(農用地)		125mg/kg未満		
砒素(農用地)	15mg/kg未満	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (令和4年3月環境省)		
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下			
土質試験		必要(詳細はUCRホームページ参照)		
試験頻度		1回/5,000m ³		

受入地名 称		市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※			青梅地区(オ)、(カ)、(キ)、(シ)、(ス) 八王子地区(2)、(3)、(5) 町田市相原町、八王子中継基地		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号 付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号 付表)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
		ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下	
	ほう素	1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下					
	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下					
	含 有 量 試 験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日 環境省告示第19号)
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
			鉛及びその化合物		150mg/kg以下		
			砒素及びその化合物		150mg/kg以下		
			六価クロム化合物		250mg/kg以下		
			ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下		
			ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下		
			セレン及びその化合物		150mg/kg以下		
			遊離シアン		50mg/kg以下		
ダイオキシン類※		1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (令和4年3月環境省)	ダイオキシン類※	150pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」 (令和4年3月環境省)	
※ 城南島のみ実施。			※ 河川・湖沼から発生する水底土砂のみ実施。				
土質試験		不 要			不要(但し、改良土はpH試験が必要)		
試験頻度		1回/5,000m ³			1回/5,000m ³		

【注意】市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

【注意】城南島の土質試験の要否は、最終受入地による。

【注意】城南島はダイオキシン類の試験が必要。詳細は事前に確認ください。

受入地名 称		厚木市下荻野			横須賀市久里浜港		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る 環境基準について」 (平成3年8月23日環 境庁告示第46号付 表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る 環境基準について」 (平成3年8月23日環 境庁告示第46号付 表)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下		
	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下			
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下			
	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下			
	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下			
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下			
	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下			
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			
	含 有 量 試 験						
土 質 試 験		不 要			不 要		
試 験 頻 度		1回/5,000m ³			1回/4,000m ³		

受入地名		秦野中井IC南			大磯町大磯港			
特定有害物質試験	溶出量試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		
		六価クロム	0.02mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下		
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		
		PCB	不検出		PCB	不検出		
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下		
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		
	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下			
	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下				
	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下				
		含有量試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号
			砒素(農用地)	15mg/kg未満	昭和50.総令31号	砒素(農用地)	15mg/kg未満	昭和50.総令31号
水銀及びその化合物			15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号)	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省)	
カドミウム及びその化合物			45mg/kg以下					
鉛及びその化合物			150mg/kg以下					
砒素及びその化合物			150mg/kg以下					
六価クロム化合物			250mg/kg以下					
ふっ素及びその化合物			4000mg/kg以下					
ほう素及びその化合物			4000mg/kg以下					
セレン及びその化合物			150mg/kg以下					
遊離シアン			50mg/kg以下					
土質試験		不 要			ボーリング柱状図(N値6.4以上)、締め固めた土のコーン指数試験、または、ポータブルコーン(コーン・ペネトローメーター)貫入試験のいずれかの資料(第3種建設発生土以上の確認書類)を提出			
試験頻度		1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

【注意】大磯町大磯港は、特定有害物質(水素イオン濃度は除く)基準値の8割までを受入対象とする。

地質分析項目一覧

参考

計 量 の 対 象		単位	基準値※	計 量 方 法
溶 出 量 試 験（２８項目）	カドミウム	mg/l	0.003以下	日本産業規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5
	全シアン	mg/l	不検出	日本産業規格 K0102-2 9.3.2 日本産業規格 K0102-2 9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6、9.7 水質環境基準告示付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）
	有機磷	mg/l	不検出	日本産業規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3パラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び7.2.5 若しくは 7.2.1 及び 7.2.6（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
	鉛	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4、13.5
	六価クロム	mg/l	0.05以下	日本産業規格 K0102-3 24.3（24.3.7 を除く。） （24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a) 又は b)に定める操作）
	砒素	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は20.5
	総水銀	mg/l	0.0005以下	水質環境基準告示付表 2
	アルキル水銀	mg/l	不検出	水質環境基準告示付表 3、昭和 49.9 環境庁告示第 64 号付表1
	P C B	mg/l	不検出	昭和46.12 環告第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロベンゼン	mg/l	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/l	0.006以下	昭和46.12 環告第59号付表5
	シマジン	mg/l	0.003以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セレン	mg/l	0.01以下	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3、26.4
	ふっ素	mg/l	0.8以下	日本産業規格 K0102-2 5.2、5.3、5.2、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）、5.5
	ほう素	mg/l	1以下	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5、5.6
	1,4-ジキシリン	mg/l	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8
その他の試験	水素イオン	—	5.8以上8.6以下	日本産業規格 K0102-1、12.1
	油分	mg/l	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号
含有量試験（１１項目）	銅（農用地）	mg/kg	125未満	昭和47.10 総令66号第1条第3項及び第2条
	砒素（農用地）	mg/kg	15未満	昭和50.4 総令31号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.12 環告第59号付表2
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	日本産業規格K0102-3 14.2、14.3、14.4、14.5（準備操作にあつては、4.2.4.5 を除く。）
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4、13.5（準備操作にあつては、4.2.4.5 を除く。）
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4、20.5
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本産業規格 K0102-3 24.3（24.3.7を除く）（24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a) 又は b)の操作を行う）
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4,000以下	日本産業規格 K0102-2 5.2、5.3、5.2、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加） 又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。）及び 5.5
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4,000以下	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5、5.6
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3、26.4
	シアン化合物	mg/kg	(遊離シアン)50以下	日本産業規格 K0102-2 9.4、9.5、9.6、9.7

※基準値については、受入地によって異なる場合があります。

詳細につきましては、「２０２５年度ＵＣＲ受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」のとおり。